

論 点 整 理 表

	論点	主な意見、キーワード	意見のまとめ	自治基本条例	市民参画と協働の推進条例	要綱・制度・仕組みなど
政令指定都市移行に伴う見直し項目	区ごとの協議の場について	<ul style="list-style-type: none"> ・条例や要綱での設置や区長の諮問機能的な形態であったり、また、その役割も議会的な意味合いのものから連絡調整会的なものまで様々。 ・最初は緩やかな形式の組織がよいのではないかと。 ・各種団体(広く多くの人)が集まり、たくさんの意見が出る組織。 ・区の予算について考えることができる場。 ・区民の声を届ける、行政のプロセスをわかりやすくする仕組みが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の課題について、区民や様々な主体が集まる場が必要 ○まちづくりに関して予算を含む多様な意見を出し合う場が必要 		第21条 合意形成	▲協議の場について制度策定中
		<ul style="list-style-type: none"> ・NPOの意見がどのように反映されるのか整理されるべきである。 ・地域でNPOの取り組みを話せるような繋がりを持ちたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域コミュニティ活動、市民公益活動の活発化に繋がる協議の場が必要 			
	区のコミュニティのあり方について	<ul style="list-style-type: none"> ・区のまちづくりの独自性や柔軟性。 ・予算を準備し、区民が必要と思うことに充てていく仕組みが必要。 ・区役所を通じて市民活動が繋がっていくことが望まれる。 ・NPOはテーマに対して自立性、自発性を発揮できる。アイデアを出せる。 ・地域を可視化する校区・区単位のデータ等(証拠)に基づくまちづくり。 	<ul style="list-style-type: none"> ○区役所を拠点とした、柔軟で独自性に満ちたまちづくりの推進 ○地域情報(データ)に基づいたまちづくりの推進 			▲各区振興ビジョン策定中
		<ul style="list-style-type: none"> ・市民が話せる拠点づくり、活動しやすい環境づくり。 ・まちづくり拠点としてハード整備も必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティセンターなど地域拠点の整備 		第18条 活動の場の整備等	●市民が公益活動に取り組むための指針 V-2交流、ネットワークづくりの場の提供と活用
		<ul style="list-style-type: none"> ・協働のための資源や情報へのアクセスの保障が大事。コミュニティセンター等で、参画・協働の手法について情報を得る機会が必要。 ・市民活動支援センター「あいぼーと」の有効活用。 ・市民参画と市民をつなぐ仕組みが必要。 ・参加すると面白い「しかけ」が欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○区民や団体等の参画・協働の機会の保障 ○「あいぼーと」の有効活用による、参画・協働のニーズの把握 ○「あいぼーと」と区(まちづくり担当部署)の連携強化 	第4章 情報共有及び参画・協働(第25条～第31条)	第4章 コミュニティ活動(第16条～第20条) 第5章 市民参画と協働の検証(第22条)	●市民が公益活動に取り組むための指針 ●市民活動支援センター規則、要綱 ●まちづくりの手引き

	論点	主な意見、キーワード	意見のまとめ	自治基本条例	市民参画と協働の推進条例	要綱・制度・仕組みなど
政令指定都市移行に伴う見直し項目	区のコミュニティのあり方について	<ul style="list-style-type: none"> ・地域でNPOの取り組みを話せるような繋がりを持ちたい。 ・校区自治協議会など団体間の連携による情報共有などの協力。 ・「あいぼーと」は市民、団体(NPO含)、行政を繋ぐ役割が必要。 ・「あいぼーと」において個人情報保護の観点から情報提供に弊害。 ・校区自治協議会を核とし多くの団体を巻き込むことでコミュニティが広がる。 ・区の独自性発揮には多分野の連携が必要。そこにNPOの役割。 ・新しい住民をどうコミュニティに巻き込んでいくかが課題。 ・校区を繋いだイベントを開催。次の活動にも繋がる。 ・校区自治協議会にNPOをどう関わらせていくかが課題。 ・コミュニティの連携を分かりやすく示す必要がある。 ・コミュニティ活動をつなげる条文の必要性。 	<ul style="list-style-type: none"> ○区民、地域団体、NPO等の連携の支援 ○区のコミュニティを繋ぐ体制の整備 			<ul style="list-style-type: none"> ●市民が公益活動に取り組むための指針 IV-1市民活動団体間の協働
		<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりはどの主体(自治協議会、自治会)で行うのか。単位は校区か区か市か。市民と行政のギャップがある。区民に何をさせた いのか、ある程度、区(行政)がリードすべき。 ・区長の権限と本庁担当部局(行政内部)の権限を明確にする。 ・区の課題から経営戦略会議までの道筋が区民に見えるようにする。 ・区民生活に密着した課題を解決するといった、計画構造の体系化を見せる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○本庁と区役所(まちづくり関係部署)の役割の明確化 ○本庁と区役所(まちづくり関係部署)の連携 ○区ごとの課題の解決に向けた、計画構造の体系化と明確化 			<ul style="list-style-type: none"> ●事務分掌規則
		<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり推進課の動きをよくする。 ・職員が市の組織や施策について把握していない。 ・職員も地域のまちづくりに参画していくべき。 ・地域リソースの発掘やネットワーク型の動きができる職員の養成。 ・行政はNPO等の団体を把握できていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○まちづくりを担当する職員の能力向上 	第11条 市の職員の責務	まちづくり推進経費に係る事業経費	<ul style="list-style-type: none"> ●PI研修 ●新しい公共に関する研修 ●参画協働推進員制度
制度・仕組み等への意見	議会への市民参画について	<ul style="list-style-type: none"> ・議会への市民参画について実践的に考えていくべきである。 ・市・県議会選挙が、区単位の自治が強化される方向に進める。 	○議会への市民参画の推進	第4条 自治運営の基本原則		議会基本条例等の検討？
	情報公開について	<ul style="list-style-type: none"> ・政策過程における情報開示の部分について見直すべき。 ・情報公開の間違った使い方があるのではないかな。 	○政策過程の情報公開についての制度の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 第25条 情報共有の原則 第26条 個人情報保護 	第3条 情報共有	<ul style="list-style-type: none"> ●情報公開条例 ●情報公開条例施行規則 ●情報公開条例事務取扱要綱 ●情報提供の基本的な考え方

	論点	主な意見、キーワード	意見のまとめ	自治基本条例	市民参画と協働の推進条例	要綱・制度・仕組みなど
制度・仕組み等への意見	パブリックコメントについて	・パブリックコメントの整理に市民が参画できる仕組みをつくる。	○パブリックコメント制度運用に市民の参画を導入	第27条 参画の原則	第9条 パブリックコメントの対象 第10条 パブリックコメントの実施	●熊本市パブリックコメント(意見公募)制度実施要綱
	自治基本条例との整合性	・「まちづくり」の使用について自治基本条例との整合性を図る。 ※方針や計画などについて「まちづくり」という言葉の使用方法の整理	○自治基本条例との整合性の徹底	第38条 最高規範性		●自治基本条例との整合性協議
	各区の振興ビジョンについて	・総合計画との関連が見えない。総合計画を念頭において作成。	○振興ビジョンと総合計画の関連性の明確化	第13条 総合的かつ計画的な市政		▲各区振興ビジョン策定中 ▲総合計画の中間見直し
	自治基本条例第24条について	・危機管理体制の構築については、表現を強くしても良いのではないかと。	○危機管理体制の整備強化	第24条 危機管理		▲総合計画の中間見直し
	自治基本条例の改正について	・自治基本条例の改正は必要か。個別条例での制定も検討すべき。 ・自治基本条例の中で参画については充分に書いてある。参画に関しては、熊本市市民参加と協働の推進条例も出来た。参画について自治基本条例を変更する必要はないと思われる。		第39条 条例の見直し		